



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年10月31日金曜日 第2012号

◇ 目 次 ◇
規 則

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則.....1146

告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....1160
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....1160
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....1161
道路の区域変更（県道九島循環線）.....1161
道路の供用開始（ " ）.....1161
道路の供用開始（県道無月宇和島線）.....1161

道路の供用開始（県道蔵川大谷線）.....1162
道路の供用開始（県道大洲野村線）.....1162
道路の供用開始（県道柳沢新谷停車場線）.....1162

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1162

人事委員会規則

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....1162

規 則

○愛媛県規則第60号

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則を次のように定める。

平成20年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例（平成20年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与限度額）

第2条 条例第3条第1項本文の規則で定める額は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 入学料及び授業料に係る奨学金 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）第2条第1項の表大学の学部の特許料の年額の欄及び入学料の欄に掲げる額を標準として貸費生（条例第2条に規定する貸費生をいう。以下同じ。）の在学する大学（条例第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）が定めた額
- (2) 生活費に係る奨学金 月額10万円

（貸与の申請）

第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、地域医療医師確保奨学金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
- (2) 身上調書（様式第2号）
- (3) 推薦書（様式第3号）
- (4) 保証人の印鑑証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、前項の申請書に親権者又は後見人が連署しなければならない。

（保証人）

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、2人の保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、貸費生と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 第1項の保証人は、独立の生計を営み、奨学金の返還の債務を負担することができる資力を有する成年者でなければならない。

（貸費生の採用）

第5条 知事は、第3条第1項の規定による申請があったときは、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、貸費生の採用を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（貸与休止の額）

第6条 条例第5条第1項の規定により貸与を休止する奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した額とする。

(1) 授業料に係る奨学金 第2条第1号に規定する授業料に係る奨学金の年額を12で除して得た額に対象月数（休学し、停学の処分を受け、又は留年した日の属する月の翌月から復学し、又は進級した日の属する月までの月数をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額

(2) 生活費に係る奨学金 第2条第2号に規定する生活費に係る奨学金の月額に対象月数を乗じて得た額
(借用証書の提出)

第7条 貸費生（貸費生が死亡したときは、その保証人）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、貸与を受けた奨学金の全額について保証人と連署した借用証書（様式第4号）に奨学金の貸与の日及び額が確認できる書類並びに保証人の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第3条に規定する期間が満了したとき。
 - (2) 条例第4条の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (後期臨床研修の承認)

第8条 後期臨床研修（条例第6条第1項第1号に規定する後期臨床研修をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、当該研修の開始の3月前までに後期臨床研修計画書（様式第5号）に当該研修を実施する医療機関等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(免除又は猶予の申請)

第9条 条例第6条第1項又は第8条の規定により奨学金の返還の債務の免除を受けようとする者は、地域医療医師確保奨学金返還免除申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 指定医療機関等（条例第2条に規定する指定医療機関等をいう。以下同じ。）の医師としての業務に従事した期間がある場合にあっては、業務従事証明書（様式第7号）
- (2) 死亡、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなった場合にあっては、その状況を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 条例第9条の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、地域医療医師確保奨学金返還猶予申請書（様式第8号）にその理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、奨学金の返還の債務の免除又は履行の猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(期間の計算)

第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職（指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。）をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。

(退学届等)

第11条 貸費生又は貸費生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（様式第9号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 大学を退学し、休学し、若しくは卒業し、又は大学に留年し、若しくは復学したとき。
- (2) 大学において停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 初期臨床研修（条例第6条第1項第1号に規定する初期臨床研修をいう。以下同じ。）若しくは後期臨床研修を中止し、休止し、再開し、若しくは変更したとき、又は初期臨床研修を2年以内に修了する見込みがなくなったとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院に入学したとき。
- (6) 指定医療機関等を退職したとき。
- (7) 指定医療機関等の医師としての業務（初期臨床研修及び後期臨床研修を除く。）に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (8) 氏名又は住所を変更したとき。
- (9) 医師の免許を取得したとき。
- (10) 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第2項の規定による処分を受けたとき。
- (11) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

(死亡の届出)

第12条 貸費生又は貸費生であった者が死亡したときは、その者の遺族又は保証人は、貸費生死亡届出書（様式第10号）に死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

(保証人の異動)

第13条 貸費生又は貸費生であった者は、保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、保証人変更届出書（様式第11号）に新たに保証人となる者の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(学業成績表の提出)

第14条 条例第10条に規定する学業成績表は、前学年分を毎年4月15日までに知事に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係) 地域医療医師確保奨学金貸与申請書

地域医療医師確保奨学金貸与申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 氏名 (印)

親権者又は後見人 氏名 (印)

地域医療医師確保奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例(平成20年愛媛県条例第57号)及び愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則(平成20年愛媛県規則第60号)の規定を遵守し、将来、指定医療機関等において医師としての業務に従事します。

また、規定により、奨学金の返還の債務が生じたときは、期限内に確実に返済します。

ふりがな氏名		性別	男・女
在学する大学名等	大学 学科	学部 学年	生年月日 及び年齢 年 月 日 (満 歳)
現住所及び電話番号	〒 () -		
帰省先住所及び電話番号	〒 () -		

申請者が貸与を受ける地域医療医師確保奨学金について、本人と連帯して返還の債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 住所
氏名 (印)
電話番号

連帯保証人 住所
氏名 (印)
電話番号

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
- (2) 身上調書(様式第2号)
- (3) 推薦書(様式第3号)
- (4) 保証人の印鑑証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第2号(第3条、様式第1号関係) 身上調書

身 上 調 書					
本 人	氏 名			(印)	写真ちょう付欄 申請前3月以内に 正面から撮影した 無帽の上半身像で、 縦4センチメートル横 3センチメートルのもの
	履 歴	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	中学校卒業 高等学校入学 高等学校卒業 中等教育学校入学 中等教育学校卒業		
親 後 見 者 又 は	ふりがな 氏 名			生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電話番号	〒 () -		本人との 続柄	
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名			生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電話番号	〒 () -		本人との 続柄	
	職 業			年 収	税込み 円
	ふりがな 氏 名			生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電話番号	〒 () -		本人との 続柄	
	職 業			年 収	税込み 円

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。

様式第3号(第3条、様式第1号関係) 推薦書

推 薦 書			
大 学 名			
ふりがな 氏 名		入 学 年 月 卒 業 予 定 年 月 在 学 年	年 月 年 月 第 学 年
生年月日	年 月 日生(満 歳)		
<p>上記の者は、愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与者として適当と認められますので推薦をします。</p> <p>愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大学の学長又は学部長 印</p>			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号(第7条関係) 借用証書

借 用 証 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所

本人 氏名 ⑩

貸付決定番号 年度 第 号

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 ⑩

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 ⑩

電話番号

金 _____ 円

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例(平成20年愛媛県条例第57号)及び愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則(平成20年愛媛県規則第60号)に基づき貸与を受けた奨学金について、上記の金額を確かに借用しました。

保証人は、本人と連帯して、本人が貸与を受けた地域医療医師確保奨学金の返還の債務を負担します。

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 保証人が提出する場合にあっては、本人の氏名及び貸付決定番号を記入すること。ただし、押印は、必要ない。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 奨学金の貸与の日及び額が確認できる書類
 - (2) 保証人の印鑑証明書

様式第5号(第8条関係) 後期臨床研修計画書

後期臨床研修計画書	
愛媛県知事	年 月 日
様	住所
	申請者
	氏名 ㊟
貸与決定番号	年度 第 号
主たる研修先の 名称及び所在地	
研 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
研 修 内 容	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 後期臨床研修を実施する医療機関等の開設者又は管理者の承諾書を添付すること。

様式第6号(第9条関係) 地域医療医師確保奨学金返還免除申請書

地域医療医師確保奨学金返還免除申請書	
愛媛県知事	年 月 日
様	
	住所 申請者 氏名 貸与を受けた者との続柄
	(印)
貸付決定番号	年度 第 号
奨学金の貸与額	金 円
免除申請額	金 円
業務に従事した 指定医療機関等 の名称及び期間	名 称
	期 間
	年 月 日 ~ 年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日
医籍登録番号 及び登録年月日	(号) 年 月 日登録
休職又は停職の有無 及びその期間	
死亡又は業務に 従事することが できなくなった理由	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 該当しない事項の欄には、「該当なし」と記入すること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 業務に従事した期間がある場合にあつては、業務従事証明書(様式第7号)

(2) 死亡、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により業務に従事することができなくなった場合にあつては、その状況を証する書類

様式第7号(第9条、様式第6号関係) 業務従事証明書

業務従事証明書	
年 月 日	
所在地 医療機関等 名称 開設者又は管理者 ㊟	
下記の者は、当医療機関等において業務に従事したことを証明します。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
医籍登録番号及び 登録年月日	(号) 年 月 日登録
業務に従事した 期間及び月数	年 月 日～ 年 月 日(箇月)
業務に従事した期 間中に休職をし、 又は停職にされた 期間があったとき は、その期間、月 数及びその理由	年 月 日～ 年 月 日(箇月)
	(理由)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8号(第9条関係) 地域医療医師確保奨学金返還猶予申請書

地域医療医師確保奨学金返還猶予申請書	
愛媛県知事	年 月 日
様	
	住所
	申請者
	氏名
	貸与を受けた者との関係
貸 付 決 定 番 号	年 度 第 号
奨 学 金 の 貸 与 額	金 円
猶 予 を 受 け よ う と す る 額	金 円
医籍登録番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録
在学する大学又は在職する法人等の名称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 猶予を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

様式第9号(第11条関係) 届出書

届 出 書	
愛媛県知事	年 月 日
様	
	住所 届出者 氏名 ㊟
貸 付 決 定 番 号	年 度 第 号
届 出 事 項	
届出事項の発生年月日	年 月 日
届 出 内 容	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 届出内容を証する書類を添付すること。

様式第10号（第12条関係） 貸費生死届出書

貸費生死届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</div> 届出者 氏 名 ㊞ 死亡者との続柄 ()		
貸付決定番号	年度第 号	
死 亡 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
死亡年月日	年 月 日	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書を添付すること。

様式第11号（第13条関係） 保証人変更届出書

保証人変更届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様				
貸付決定番号		年度第 号		
新 連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	⑩	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び電 話番号	〒 () -		本人と の続柄
	職 業		年 収	税込 円
	届出者の貸付決定番号 年度第 号に係る地域医療医師確保奨学金については、本人と連帯して返還の債務を負担します。			
旧 連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	⑩	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び電 話番号	〒 () -		本人と の続柄
変 更 の 理 由				
変 更 年 月 日		年 月 日		

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 新たに保証人となる者の印鑑証明書を添付すること。

告 示

○愛媛県告示第1545号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに久万高原町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
コーナンホームストック久万店
上浮穴郡久万高原町入野1180番地 他
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社
大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1
代表取締役 疋田 耕造
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社
大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1
代表取締役 疋田 耕造
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年6月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,502平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
108台
イ 駐輪場の収容台数
27台

- ウ 荷さばき施設の面積
77平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
12立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成20年10月20日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに久万高原町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1546号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
ジョー・ブラ	松山市朝生田町五丁目1番25号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ママイ、株式会社パーク・ランド ほか計16者	株式会社ママイ、有 限会社コレクション ほか計16者	平成20年9月20日	平成20年10月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振

興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1547号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

平成20年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
マルナカ宇和島店	宇和島市保田字若藤甲841 - 2	交通安全の確保及び渋滞緩和へ向けた十分な対策を講じること。	交通渋滞を解消するための対策を講じること。

○愛媛県告示第1548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	九島循環線	宇和島市蛤121番1から 同市蛤3024番2まで	旧	メートル 4.0～12.0	キロメートル 0.748	
			新	7.0～28.0	0.748	

○愛媛県告示第1549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	九島循環線	宇和島市蛤121番1から 同市蛤3024番2まで	平成20年10月31日

○愛媛県告示第1550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	無月宇和島線	宇和島市三浦東675番12地先から 同市三浦東新11番3まで	平成20年10月31日

○愛媛県告示第1551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷781番4から 同市肱川町大谷276番2まで	平成20年10月31日

○愛媛県告示第1552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町菅田字下畑乙740番1から 同市菅田町菅田字宮ノ下乙726番11まで	平成20年10月31日

○愛媛県告示第1553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市藤縄字河向甲1433番14から 同市藤縄字河向甲1433番15まで	平成20年10月31日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年10月20日	特定非営利活動法人 園でピース	木 村 和 代	松山市道後喜多町4番6号	この法人は動物園の動物、特に愛媛県立とべ動物園に暮らすホッキョクグマ・ピースを通して、地域及び国内外の人々に対して野生動物や人間の住む環境について啓蒙活動を行ない、厳しい社会情勢の中、一般市民、企業、行政と開かれた動物園のよりよい関係作りを寄与することを目的とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12-57

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のよ

うに定める。

平成20年10月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(8) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 裁判員、証人、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(10)～(24) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(8) 省略		(9) 裁判員、証人、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合	省略	(10)～(24) 省略		<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(8) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 証人_____、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(10)～(24) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(8) 省略		(9) 証人_____、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合	省略	(10)～(24) 省略	
事 由	期 間																
(1)～(8) 省略																	
(9) 裁判員、証人、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合	省略																
(10)～(24) 省略																	
事 由	期 間																
(1)～(8) 省略																	
(9) 証人_____、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合	省略																
(10)～(24) 省略																	

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 裁判員、証人、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(9)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(7) 省略		(8) 裁判員、証人、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合	省略	(9)～(23) 省略		<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 証人_____、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(9)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(7) 省略		(8) 証人_____、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合	省略	(9)～(23) 省略	
事 由	期 間																
(1)～(7) 省略																	
(8) 裁判員、証人、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合	省略																
(9)～(23) 省略																	
事 由	期 間																
(1)～(7) 省略																	
(8) 証人_____、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭する場合	省略																
(9)～(23) 省略																	

附 則

この規則は、平成21年5月21日から施行する。